

## 三重県地域活性化雇用創造プロジェクト（第3期）賛助会規約

### （目的）

第1条 三重県地域活性化雇用創造プロジェクト（第3期）（以下「プロジェクト」という。）は、三重県内の産業施策等と連携を図りつつ、地域における良質な雇用の実現を図ることを目的としている。

本規約は、三重県地域活性化雇用創造プロジェクト（第3期）推進協議会設置要綱第10条に基づき三重県地域活性化雇用創造プロジェクト（第3期）賛助会（以下「本会」という。）を設置し、円滑かつ適切に運営することを目的として、必要な事項を定めるものである。

### （会員の資格）

第2条 本会の会員は、プロジェクトの目的及び事業を支援し賛助する企業であり、三重県内に事業所がある、又は事業所を設置する予定のある企業とする。

### （会費）

第3条 会費は無料とする。

### （会員の便益）

第4条 会員は以下の便益を受けることができる。

- （1）プロジェクト各種事業への参加
- （2）プロジェクトホームページへの企業名の掲載
- （3）プロジェクト各種事業、その他の三重県及び公益財団法人三重県産業支援センターが実施する事業の案内

### （入会申込）

第5条 入会を希望する企業は、本規約に同意し、かつ本規約を遵守することを誓約のうえ、所定の申込用紙に必要事項を記入し、推進協議会事務局に提出するものとする。

2 入会申込後に会員資格を変更する場合、別途推進協議会事務局に申請するものとする。

### （会員の資格期間）

第6条 会員の資格期間は、入会申込後から令和7年3月31日までとする。

2 会員は退会したとき、本会が解散したときは、会員資格を喪失する。

### （文書）

第7条 文書の取扱いについては、三重県の例による。

(事務局)

第8条 本会に事務局を置き、本会の事務の調整にあたる。

- 2 本会の事務局を、三重県雇用経済部雇用対策課及び公益財団法人三重県産業支援センターに置く。
- 3 事務局長は、三重県雇用経済部雇用対策課長をもってあてる。
- 4 事務局長は、事務を総括する。

(調査等への協力)

第9条 会員は推進協議会が実施する雇用に関する調査等に協力するものとする。

(申込書記載事項の変更)

第10条 会員は、入会後に企業名、メールアドレス等、申込書の記載事項の変更が生じた場合は、速やかに推進協議会事務局に報告するものとする。

- 2 前項の変更の報告の遅滞に起因する本会からの通信途絶又は誤配については、本会は責任を負わないものとする。

(会員情報等の取扱い)

第11条 本会は、会員が入会申込時に届け出た会員に関する情報（第10条により変更された情報を含む）を厳正に管理し、その保護のために必要な措置を適切に講ずるよう努める。

- 2 会員情報を、会員の同意を得ずにプロジェクトの活動以外の目的に利用しないこととする。

(反社会的勢力の排除)

第12条 会員は、現在、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとする。

- (1) 法人等又はその役員等が、暴力団関係者と認められる。
- (2) 法人等又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を与える目的を持って、暴力団の威力又は暴力団関係者を利用したと認められる。
- (3) 法人等又はその役員等が、暴力団又は暴力団関係者に資金等の供給、資材等の購入など積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められる。
- (4) 法人等又はその役員等が、暴力団又は暴力団関係者と密接な関係を有していると認められる（密接な関係とは、友人又は知人として、会食、遊戯、旅行、スポーツ等を共にするなどの交遊をしている場合をいう。この場合、特定の場所で偶然出会った場合は含まないが、年1回でもその事実がある場合は当該要件に該当する。）。

(5) 法人等又はその役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる（社会的に非難される関係とは、たとえば、暴力団事務所の新築等に係る請負契約を結び、又は暴力団関係者が開催するパーティー等その他の会合に招待し、招待され、若しくは同席するような関係を含む。この場合、特定の場所で偶然出会った場合等は含まない。）。

(6) 法人等又はその役員等が、暴力団関係者であると知りながら、これを不当に利用したと認められる。

2 会員が、前項の規定に反することが判明した場合、会員資格を取り消すものとする。

(解散)

第13条 本会は推進協議会の解散をもって解散する。

(雑則)

第14条 この規約に定めるもののほか、賛助会の運営等に関して必要な事項はその都度別に定める。

附 則

1 この規約は、令和4年6月27日から実施する。